破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９号
金沢市桜町５番15号　ハイムＭ１　105号、従前の住所金沢市平和町２丁目11番32号
債務者　川口　昌宏
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６号
山梨県甲斐市富竹新田405番地　保坂住宅２号、前住所山梨県甲斐市名取132番地12
債務者　穂坂百合子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２号
山梨県甲斐市富竹新田1479番地10
債務者　奥田　恭司
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
奈良県桜井市大字谷558番地の１
債務者　中平　義一
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２４号
愛媛県松山市北井門１丁目１番６号　エヌウェル三愛301号
債務者　藤本　静恵
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７号
愛媛県松山市西垣生町796番地２
債務者　伊東　秀樹
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８０号
熊本県宇土市網津町1409番地８
債務者　古里　徹郎
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９４号
熊本市中央区妙体寺町７番19号　井上方
債務者　荒川　誠也
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４号
長野県松本市南松本１丁目13番７－705号　サーパス南松本
債務者　原　　佳苗
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４６７２号
大阪府茨木市玉櫛２丁目31番７号ヴィラ貴瀬２号館406号
債務者　八木　　茂（旧姓清川）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９３２号
大阪市東住吉区中野３丁目９番４号
債務者　牧尾　篤志
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２１２号
大阪府摂津市正雀１丁目２番15―202号
債務者　伊藤　新子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２号
大阪府大東市扇町１番21号　ウイングハイツ406号、前住所大阪府東大阪市川田２丁目７番５号　イーストパーク503
債務者　原口　貴彦
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８号
大阪市都島区大東町１―12―８シティハイツ雅605号室、住民票上の住所大阪府大東市北条４丁目16番４号
債務者　森嵜久仁恵
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０号
大阪府池田市伏尾台２丁目10番地７棟505号
債務者　松本　　明
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１号
大阪府池田市伏尾台２丁目10番地７棟505号
債務者　松本千恵子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０号
大阪市東淀川区豊新２丁目６番10―303号
債務者　千葉　繁幸
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部